令和2年度事業計画

■基本方針

当財団は児童・青少年の健全育成、生涯学習等市民学習の振興及び教育施設等の環境整備に関する事業を行い、地域社会の健全な発展を支えるとともに人材育成に寄与することを目的としている。その目的を達成するため、令和2年度末をもって指定期間が満了する児童いきいき放課後事業、クラフトパーク及び区民センターにおいて、引き続き指定管理者として選定されるよう申請準備を進める。その他の事業については、さらなるサービスの向上と収入の獲得、コスト削減に努め、効率的な運営を行い、次期指定管理等の公募に備える。

■事業内容

I. 児童·青少年健全育成事業

1. 児童いきいき放課後事業

「児童いきいき放課後事業」は、市内全小学校で平日の放課後、土曜日、長期休業日に児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習を活動内容として実施している。大阪市からのプロポーザル選定を受けて、うち223小学校の「いきいき活動」の運営を実施する。

なお、期間は、平成30年度から3年間である。

2. キッズプラザ事業

大阪市の事業者選定を受けて、平成30年度から9年間こどものための博物館 を運営する。

"見て、触れて、楽しみながら学ぶ体験型学習施設"として、科学・自然・文化・ 社会等のジャンルのハンズオン展示(こどもたちが実際に五感を使って触れること のできる参加型の展示物)を設置している。

土日祝日、春・夏休み等を中心に特別イベントや、企画展を実施するほか、常設プログラムとして、ニュース番組づくりができる「わいわいスタジオ」、パソコンを使った「コンピューター工房」、食に関する「パーティーキッチン」、アートをテーマにした「創作工房」などでワークショップを実施する。

また、令和2年度は就学前の科学教育につながる展示更新を実施する。

3. プレーパーク事業

大阪市からのプロポーザル選定を受けて、もと津守幼稚園及びもと津守小学校で子どもの生きる力を育む居場所であるプレーパークを実施する。事業としては、既存の公園では禁止されているような火や水を自由に使うことや木のぼりや穴掘り等、子どもがやりたい、遊びたいと思うことを可能な限り自由にできる遊び場を提供する。

なお、期間は、令和元年度から2年間である。

4. 子ども・子育てプラザ事業

大阪市からのプロポーザル選定を受けて、北区、阿倍野区、平野区の子ども・子育てプラザにおいて、各種事業を実施する。事業としては、乳幼児とその保護者を対象とした『つどいの広場』や、こどもたちが自由に遊べる場所を提供するほか、子育てを地域で相互援助する『ファミリー・サポート・センター事業』を行う。なお、期間は、平成29年度から5年間である。

5. 出版事業

大阪市PTA協議会からの受託により、「大阪市PTAだより」の制作を実施する。

6. 青少年教育事業

(1) 地域こども体験学習事業

大阪市からのプロポーザル選定により委託を受けて、地域の子ども育成団体が自主的に、自然体験、文化体験、ものづくり体験などの体験活動を実施できるよう、地域の教育力の向上に資する事業を実施する。

(2) いきいき体験事業

財団の自主事業として、財団が受託する223小学校の「いきいき活動」で、 文化体験、ものづくり体験などの体験活動を実施する。

(3) 人権啓発推進事業

住吉区、住之江区からのプロポーザルの選定を受けて、人権に関する事業や 映画鑑賞などを実施する。

7. こども文化センター事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、一般財団法人大阪市男女共同参画のまち 創生協会、サントリーパブリシティサービス株式会社、グローブシップ株式会社と 共同で管理運営する。また、こどもたちに芸術文化の鑑賞機会や自ら体験する場を 提供するなど、こどもの健全育成にかかる事業を実施する。

なお、指定期間は、令和2年度からの5年間である。

Ⅱ. 生涯学習振興事業

1. 生涯学習センター事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、サントリーパブリシティサービス株式会社 と共同で行う。事業としては、生涯学習の中核施設である総合生涯学習センターと ターミナル学習圏の拠点施設である2市民学習センター(阿倍野、難波)を3館一体となって管理並びに情報提供や学習相談、社会的課題の学習機会の提供、人材養成・研修などを実施する。また、財団の自主事業として、市民の生涯学習活動の振興に資するさまざまな事業も実施する。

なお、指定期間は、令和2年度から5年間である。

2. クラフトパーク事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、イオンディライト株式会社と共同で、施設の管理並びにガラス工芸(4種)・陶芸・染色・織物・木工・金工の9工房で講座運営を行っている。各工芸の基礎から学ぶ創作教室を始め、1日体験教室や創作教室ではできない作品づくりを行う自由創作教室などを開設する。また、教材販売や主催の講習・講座事業、出前講座などの自主事業も実施する。

なお、指定期間は、平成28年度から5年間である。

3. 区民センター事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、東淀川区民会館及び西成区民センターの管理運営を実施する。また、財団の自主事業として市民の生涯学習活動の振興に資するさまざまな事業を実施する。

なお、指定期間は、平成28年度から5年間である。

4. 中央公会堂事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、サントリーパブリシティサービス株式会社と共同で、管理並びに事業を実施する。なお、指定期間は、令和2年度から5年間である。

Ⅲ. 教育施設等環境整備事業

1. 建築物設計等事業

財団の自主事業として、これまでのノウハウを活かして、建築物の設計等業務を 実施する。主な事業として、大阪市内の小学校のいきいき活動室や大阪府内の学校 園の耐震診断、耐震補強工事にかかる設計等の業務を実施する。